

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

※市 処理 事項	現年度	新年度	両年度

A欄 異動があった場合は、速やかに提出して下さい。

年 月 日 妙高市長 宛て		所在地	〒 一		特別徴収義務者 指 定 番 号		宛 名 番 号			
		名称及び代表者の職氏名			連絡者の係及び氏名並びにその電話番号		係			
		法人番号又は個人番号					氏名			
				電話	() ー					
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額	備 考	1月1日以降退職時までの給与支払額
フリガナ	円		年 月分 	円	円	. .	1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.会社解散 6.住所誤報 7.少額給報 8.支払不定期 9.事業専従者 10.誓約書	1.特別徴収継続 ↳C欄記入	一括徴収した税額は、 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> 月分 (月 日納期)	円
氏名								年 月分		円
個人番号			年 月分	円	円	. .	3.普通徴収 ↳B欄②記入	円		
生年月日	年 月 日								円	
1月1日現在の住所									円	
現住所	(給与の支払いを受けなくなった後の住所)								円	

B欄 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)の一括徴収について

① 一括徴収の理由		給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額		1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。
1. 異動が	年12月31日までで、申出があったため。(月 日申出)		支払予定日ごとの徴収予定額	合 計(A欄(ウ)と同額)	
2. 異動が	年1月1日以降で特別徴収の継続希望がないため。(月 日申出)	円	円		
② 一括徴収できない理由		円	円		
1.	5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため。	円	円		
2.	その他 理由()	円	円		

C欄 転勤等による特別徴収届出書

(市町村コード152170)

月割額 円 月分から徴収し 納入します。	(特別徴収義務者)	所在地	〒 一		特別徴収義務者 指 定 番 号	
		フリガナ			連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	
		名称及び代表者の職氏名				
		法人番号又は個人番号			氏名	
				電話	() ー	
				給与所得者の受給者番号		

3 2 1
 黒のボールペン又はペンで記入してください。(消えるボールペン又はペンは不可)
 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先でA欄を記入し、新勤務先へ送付願います。
 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先へ送付願います。
 新勤務先ではC欄を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 給与所得者の異動があった場合は、異動があった月の翌月10日までに届出書を提出してください。